



® 平成 29 年 12 月 6 日 (水)
No. 14584 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (18)

ー引用意匠との類否判断における公知意匠の参酌方法ー … (1)

☆調査・解析から見た知財戦略 [3] …… (11)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (18)

ー引用意匠との類否判断における公知意匠の参酌方法ー

知財高判平成29年1月11日〔バケツ〕平成28年(行ケ)第10153号
審決取消請求事件

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件原告は、意匠に係る物品を「バケツ」とする意匠登録第1509040号の意匠権者である。被告は、本件意匠登録につき、意匠法3条1項3号に該当することを理由として無効審判請求をし、特許庁は、「登録を無効とする。」との審決をしたため、原告が、審決の取消しを求めたものである。

裁判所は、本件登録意匠は、引用意匠に類似するとして、無効審決を維持した。本件では、意匠の類否判断における公知意匠の参酌方法が論点となっており注目される事案である。特に、両意匠の要部(共通点)の認定において、「引用意匠公開後の公知意匠」を参酌すべきか否かの論点が注目される事例である。



特許業務法人 三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941 (代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之* 森嶋 正樹
河合 永文* 幸 芳*
北野 善基* 淀谷 幸平*
難波 泰明 東野 匡容*
八木 祥次 兼本 伸昭*
田中 厳輝 栗垣 善行
西橋 毅 野村 千澄
内藤 勝志

知財情報室

関 仁士

機械・電気部

鈴木 由充 新田 研太
鶴 寛 植田 慎吾
奥山 美保
商標・意匠部
松本 康伸* 小川 雅加美*
青木 寛史 中川 博司

顧問

小原 健志*

SAEGUSA & PARTNERS

代表社員・相談役 三枝 英二*
代表社員・所長 林 雅仁*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区豊が丘3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長 斎藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史 池上 美穂
鴻 宗義

商標・意匠部

田上 英二 中村 剛



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

【本件登録意匠(意匠登録第1509040号)】



【本件審決の理由】(アンダーラインは筆者が記載した。)

本件審決は、本件登録意匠は引用意匠1(製品名「ウェイビー801」)に類似する意匠であるから、意匠法3条1項3号により意匠登録を受けることができないと判断した。

本件審決が認定した本件登録意匠と引用意匠1(以下、併せて「両意匠」という。)の形態上の共通点及び差異点は、それぞれ次のとおりである。

ア 共通点(以下の各共通点を「本件共通点」と総称する。)

- ・全体が本体部、蓋部、取っ手により構成されたもので、本体部周側面及び蓋部の全体に、一様の凹凸形状を形成したものである点(共通点(A))
- ・本体部を、下方向にごく僅かにテーパのついた略円筒形状とし、本体部の高さが本体部上面の直径よりも短く、本体部上面の周縁に外方に逆L字状に小さく突出する細幅で蓋部と略同厚の縁部を有し、正面視左右の対向する位置であって前記縁部から下方に向かって設けられた扁平直方体状の取っ手取り付け部を配し、全高(上端縁部を除く。)にわたる縦方向の細い筋状の凹凸形状を周方向に連続して多数施したものである点(共通点(B))
- ・蓋部は、本体部上端縁と略同径の円板状とし、その表裏の表面ほぼ全面を細い筋状の凹凸形状に形成して、裏面の外周端部に細幅の平坦面部を設けて、その内側に外周に沿うように細幅帯状の薄い凸状杵部を設けたものである点(共通点(C))
- ・取っ手は、細幅薄板状体を正面視略半円弧状の

アーチ状とし、両端の先端部を弧状とし、本体部の取っ手取り付け部の外側に設けたものである点(共通点(D))

- ・蓋部はやや明調子で、本体部はそれより暗調子である点(共通点(E))

イ 差異点(以下の各差異点を「本件差異点」と総称する。)

- ・取っ手の態様について、本件登録意匠は、両端部を側面視略U字状に形成したものであるのに対して、引用意匠1は、両端側の板状体をやや幅広の隅丸長方形状とし、一方の隅丸長方形状部分の上方寄りに縁部を有する小型円形状孔部を設けたものである点(差異点(ア))
- ・本体部と蓋部の凹凸形状について、本件登録意匠は、断面視形状がやや先端が尖った山形状の突条を連続した態様であるのに対して、引用意匠1は、先端がやや緩やかな波形状の突条を連続した態様である点(差異点(イ))
- ・蓋部の裏面の態様について、本件登録意匠は、裏面中央に本体部への掛部となる短い円柱の先端に底面視小型円形状板体を設けた突起部を配し、凸状杵部の内側に細い突条が縦横2本ずつ互いに交差する井桁状の補強用のリブを設けたものであるのに対して、引用意匠1は、突起部も井桁状の補強用のリブも有していないものである点(差異点(ウ))
- ・取っ手の明暗調子について、本件登録意匠は、本体部と同様の暗調子であるのに対して、引用意匠1は、蓋部と同様の明調子である点(差異点(エ))

【当裁判所の判断】(アンダーラインは筆者が記載した。)

1 本件登録意匠と引用意匠1(両意匠)の類否について

(1) 類否判断の前提となる事実

…(省略)…

以上によれば、本件審決が認定するとおり、両意匠の間には、本件共通点(共通点(A)ないし(E))と本件差異点(差異点(ア)ないし(エ))が認められる。

(2) 両意匠の類否